

# 令和3年度第2回

## 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議 資料

○ 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿	・・・	1
○ 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱	・・・	2
○ 地域医療構想について	・・・	4
○ 地域医療構想調整会議の開催状況	・・・	7
○ これまでの協議の経緯	・・・	9

### 1 協議事項

(1) 個別の医療機関の具体的対応方針について 資料1

(2) 医療機関ごとの具体的対応方針のとりまとめ結果及び今後の協議の進め方について

資料2

### 2 その他

(1) 県定量的基準の改訂について 資料3

参考資料 「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け国通知)

## 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿

(令和3年12月10日現在)

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
郡 市 医 師 会	鹿屋市医師会	会長	小倉 修	
	肝属郡医師会	会長	池田 誠	
	肝属東部医師会	会長	山内 慎介	
市 郡 歯 科 医 師 会	鹿屋市歯科医師会	会長	遠矢 治	
地 区 薬 剤 師 会	鹿屋市薬剤師会	会長	田中 宏之	
地 区 看 護 協 会	鹿児島県看護協会	大隅地区長	神園 瑞代	
市 町 長	鹿屋市	市長	中西 茂	
	垂水市	市長	尾脇 雅弥	
	東串良町	町長	宮原 順	
	錦江町	町長	木場 一昭	
	南大隅町	町長	石畑 博	
	肝付町	町長	永野 和行	
代表性を考慮した病院・診療所、主な疾病に關する学識経験者	桜ヶ丘病院	院長	楯林 義寛	
	池田病院	院長	池田 大輔	
	肝属郡医師会立病院	院長	西田 卓爾	
	垂水市立医療センター 垂水中央病院	院長	竹中 俊宏	
	大隅鹿屋病院	院長	中山 義博	
介 護 保 険 事 業 者	鹿児島県介護支援専門員協議会 肝属支部	副支部長	森元 美隆	
医 療 保 険 者	鹿児島県保険者協議会	全国健康保険協会 鹿児島支部	新垣 和彦	
県 立 病 院	県民健康プラザ 鹿屋医療センター	院長	原口 優清	
地 域 振 興 局	大隅地域振興局 保健福祉環境部	保健福祉環境部長	田中 正浩	
		鹿屋保健所長(兼) 志布志保健所長	山口 文佳	

(任期：令和5年1月15日まで)

## 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，肝属保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 肝属保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は，委員23人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから大隅地域振興局長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行うものとする。
- 4 委員は，再任を妨げない。

### (議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1人及び副議長1人を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

### (調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

### (専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

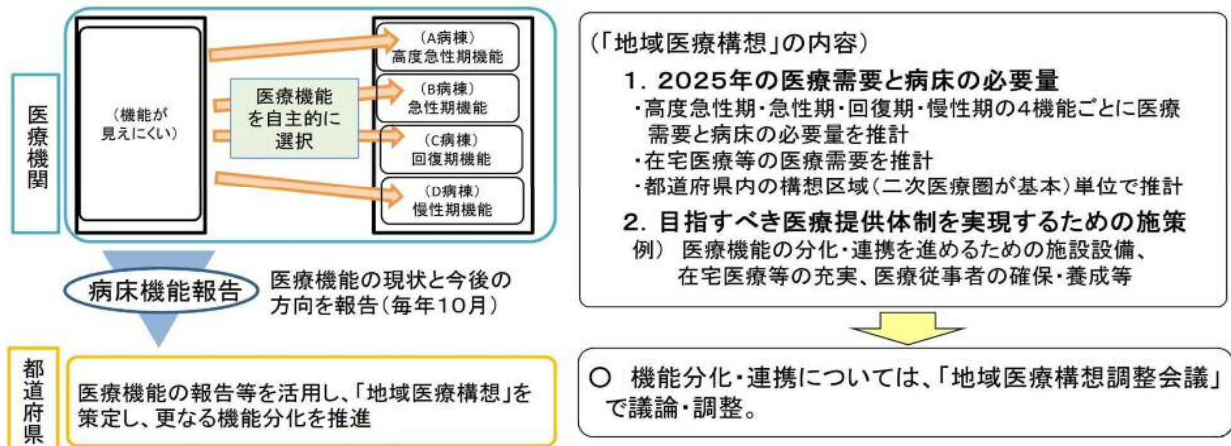
第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から実施する。

## 地域医療構想について

- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。  
※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



(厚生労働省ホームページ)

## 鹿児島県地域医療構想(平成28年11月)

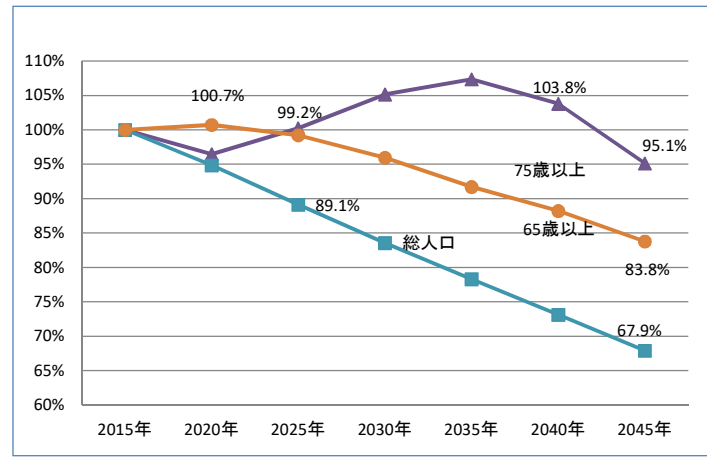
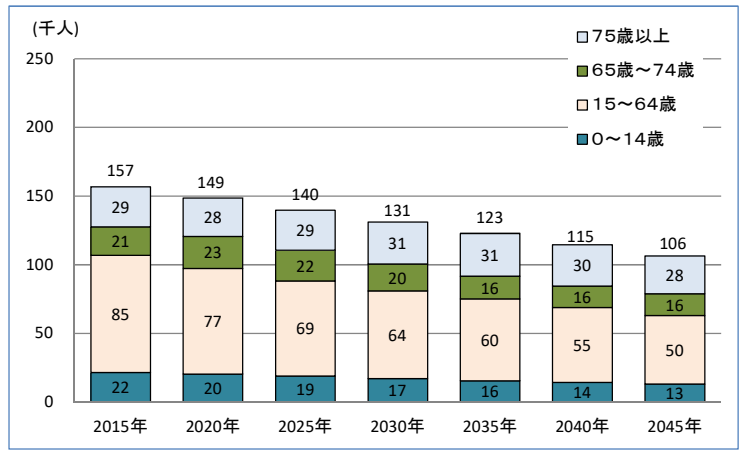
急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能の分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要がある。

急性期から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供できる体制を県内各地域に確保できるよう、地域医療構想に基づき、地域において県民が安心して医療を受けられる体制を構築する。

- 地域医療構想は  
2025年における地域の医療提供体制のあるべき姿を示すもの
- 地域医療構想の位置づけ  
鹿児島県保健医療計画の一部
- 地域医療構想の内容
  - ① 構想区域(=二次医療圏)
  - ② 構想区域における将来の病床の機能区分ごとの必要量(必要病床数)
  - ③ 構想区域における在宅医療等の必要量
  - ④ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携の推進に関する事項(地域医療構想推進のための施策の方向性)

# 肝属保健医療圏

## 人口・年代別人口の推移

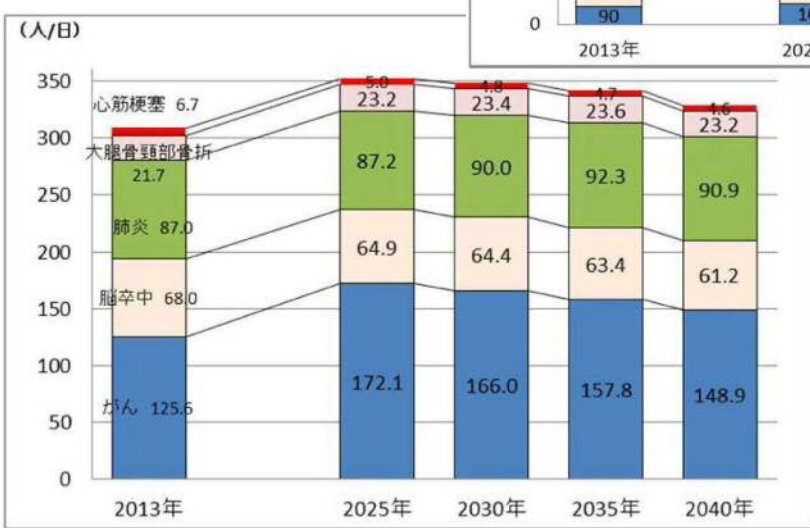
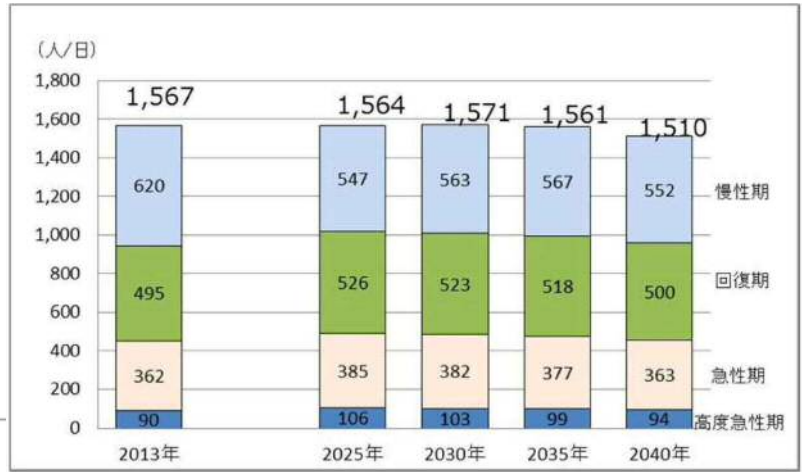


(国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の地域別将来推計人口」  
(H30.3月))

(肝属保健医療圏地域医療連携  
計画 p195)

# 肝属保健医療圏

## 入院医療需要・ 主な疾病別医療需要の推移



(厚生労働省  
[地域医療構想策定支援ツール]  
患者住所地(2013年は医療機関所在地)  
ベース))

(鹿児島県地域医療構想 p85)

2025(平成37)年における病床の必要量

構想区域	医療機能	2015年現在	2025年における医療供給(医療提供体制)					
		既存病床数(床)	2025年における医療需要		2025年における医療供給(医療提供体制)		病床稼働率	病床の必要量(床)
			当該構想区域に居住する患者の医療需要(人/日)	患者住所地ベース	医療機関所在地ベース	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減して推計(人/日)		
肝属	高度急性期	8	105.7	85.6	85.6	75%	114	
	急性期	1,231	384.9	351.1	351.1	78%	450	
	回復期	374	526.1	484.2	513.0	90%	570	
	慢性期	704	547.5	504.6	548.3	92%	596	
	休棟等	97	-	-	-	-	-	
	計	2,414	1,564.2	1,425.5	1,498.0	-	1,730	

※ 将来必要とされる医療需要を把握し、不足する医療機能について今後どのように対応していくかを考えていくための目安であり、病床数の削減を意味するものではない。

2030(平成42)年における慢性期病床の必要量

(この注釈のみ「鹿児島県地域医療構想」p31)

構想区域	医療機能	2030年における医療需要	2030年における医療供給(医療提供体制)			
		当該構想区域に居住する患者の医療需要(人/日)	2030年における医療供給(医療提供体制)		病床稼働率	病床の必要量(床)
			患者住所地ベース	医療機関所在地ベース		
肝属	慢性期	491.6	456.0	493.1	92%	536

※ 慢性期病床の減少率見込みが全国中央値より急激な場合、目標年次を2030年に先延ばして設定可  
(厚生労働省 [地域医療構想策定支援ツール]) (鹿児島県地域医療構想 p86)

## 肝属保健医療圏の課題

- ・ 脳卒中、急性心筋梗塞については圏域内で高い割合で対応できている一方、がんについては約3割が鹿児島医療圏へ流出しており、今後も地域がん診療連携拠点病院である県民健康プラザ鹿屋医療センター等を中心に連携強化が必要
- ・ 各医療機関の役割分担・連携のあり方を明確化し、不足する回復期機能の充足が必要
- ・ 市町を中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進する中であって今後、増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため、訪問診療や訪問看護等の充実とあわせ、医療機能内包の施設系サービス等を含めた医療・介護基盤の整備など在宅医療提供体制の充実が求められる。

(鹿児島県地域医療構想 p91)



## 曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	通算開催回	開催日・場所		会議名	内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏		
H28	第1回	平成29年2月8日(水) 18時～19時40分 大隅地域振興局		第1回調整会議 (合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事事項 (1)議長及び副議長選出</li> <li>・報告事項 (1)県地域医療構想の概要について (2)曾於保健医療圏及び肝属保健医療圏の現状等について</li> <li>・検討事項 (1)地域医療構想調整会議の進め方について (2)平成29年度調整会議スケジュール(案)について</li> </ul>
	第2回	平成29年6月29日 (木) 18時～19時05分 曾於医師会立病院	平成29年7月11日 (水) 18時～18時45分 大隅地域振興局	平成29年度第1回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明及び意見交換 (1)地域医療構想の推進に係る現状報告 (2)地域医療構想推進に向けた今後の取組について</li> <li>・その他 (1)地域医療介護総合確保基金について (2)医療法第7条第5項等に関する許可申請等について</li> </ul>
H29	臨時	平成29年6月29日 (木) 19時10分～20時20分 曾於医師会立病院	/	臨時会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明 特例診療所設置について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
	第3回	平成30年1月16日(火) 18時～20時30分 鹿屋市役所		平成29年度第2回 調整会議(合同会 議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議事項 (1)医療計画と介護保険事業計画の整合性の確保について (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準 について (3)「新公立病院改革プラン」及び「公的医療機関等2025プラン」について (4)専門部会の設置について</li> <li>・その他 地域医療介護総合確保金について</li> </ul>
	専門部会	平成30年2月28日 (水) 19時～20時30分 曾於医師会立病院	平成30年4月27日 (金) 19時～20時50分 鹿屋市医師会館	第1回医療関係者 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事・説明 (1)専門部会の設置について (2)県地域医療構想について (3)これまでの調整会議の開催状況について (4)曾於・肝属保健医療圏の現状及び課題について</li> </ul>
H30	第4回	平成30年7月26日 (木) 18時～19時45分 曾於医師会立病院	平成30年8月8日	平成30年度第1回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告及び説明事項 (1)医療関係者専門部会開催報告 (2)平成29年度病床機能報告集計結果(速報値) (3)地域医療介護総合確保基金</li> <li>・協議事項 (1)今年度の調整会議の進め方 (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準 (3)1年以上の非稼働病棟を有する医療機関</li> </ul>
	臨時	平成30年10月30日 (火) 18時～18時30分 曾於医師会立病院	/	平成30年度臨時 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議事項 (1)地域医療介護総合確保基金事業補助金について (2)地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業計画につ いて</li> </ul>
	第5回	平成31年2月27日 (水) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	平成31年2月25日 (月) 18時～19時20分 大隅地域振興局	平成30年度第2回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 (1)県地域医療構想調整会議(第1回)開催結果</li> <li>・協議 (1)すべての有床医療機関の「2025年に向けた計画」の取扱い (2)1年以上の非稼働病棟の取扱い</li> </ul>



## 曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	通算開催回	開催日・場所		会議名	内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏		
R1	第6回	令和元年7月10日(水) 18時～19時50分 鹿屋市中央公民館		令和元年度第1回調整会議(合同会議)	・報告 (1)平成30年度病床機能報告集計結果(速報値) ・協議 (1)公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関の2025年に向けた具体的対応方針について (2)今年度の調整会議の進め方について
	専門部会	/		令和元年度第1回外来医療専門部会	・協議 (1)部会長選出 (2)外来医療計画について (3)外来医療計画検討内容報告書(案)について
	第7回	令和元年11月14日(木) 18時～19時36分 曾於医師会立病院	令和元年11月21日(木) 18時～19時47分 大隅地域振興局	令和元年度第2回調整会議	・報告 (1)定量的基準について (2)公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の要請等について ・協議 (1)公立・公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について (2)外来医療計画について
	専門部会	令和2年1月27日(月) 18時30分～19時20分 曾於医師会立病院	令和2年1月30日(金) 18時30分～19時35分 大隅地域振興局	令和元年度医療関係者専門部会	・協議 (1)部会長選出 (2)公立病院及び公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について
	第8回	令和2年2月21日(金) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	令和2年2月20日(木) 18時～19時20分 大隅地域振興局	令和元年度第3回調整会議	・協議 (1)公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について (2)公立・公的医療機関以外のその他の医療機関の具体的対応方針について (3)来年度の調整会議の進め方について ・その他 (1)重点支援区域について
R2	第9回	令和3年1月 (書面開催)	令和3年1月 (書面開催)	令和2年度第1回調整会議	・報告 (1)令和元年度病床機能報告集計結果(速報値) ・協議 (1)第7期医療計画(中間見直し)及び第8期介護保険事業(支援)計画の整合性の確保について (2)病床機能再編支援事業に係る事業計画について
R3	第10回	令和3年7月14日(水) 18時～19時25分 曾於市大隅農産加工センター	令和3年8月 (書面開催)	令和3年度第1回調整会議	・報告 (1)これまでの協議の経緯について (2)令和元年度病床機能報告集計結果と定量的基準との照合結果について ・協議 (1)個別の医療機関の具体的対応方針の変更について (2)令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)に係る事業計画について

# これまでの協議の経緯

## 1 調整会議における協議事項(H30.7.12付け県保健医療福祉課長通知等)

- (1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画に係る事項
- (2) 病院の開設等の許可申請のうち、地域の医療提供体制に影響を与える申請に係る事項
- (3) 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定に係る事項
  - ・公立病院・公的医療機関等2025プラン対象医療機関(曾於1か所, 肝属4か所)
  - ・その他の医療機関
- (4) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関に係る事項
- (5) 開設者を変更する医療機関に係る事項
- (6) 病床機能報告結果と「定量的基準」による仕分け結果を比較し定量的基準と異なる報告をした医療機関に係る事項
- (7) その他

## 2 病院の開設等の許可申請があった場合の対応について

曾於:平成30年度第1回調整会議(H30.7.26), 肝属:平成30年度第1回調整会議(H30.8.8)において決定

地域の医療提供体制に影響を与える申請内容(※)については、医療機関に対し、調整会議への出席と理由説明を求める。

※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1) 地域医療支援病院の移転もしくは増床(注1)に伴う開設等許可申請
- (2) 政策医療(注2)を担う医療機関の移転もしくは増床(注1)に伴う開設等許可申請
- (3) 100床以上の病床を有する医療機関の移転もしくは増床(注1)に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届
- (5) その他地域医療構想調整会議議長が必要と認めるもの(肝属保健医療圏)
  - 注1) 1割以上の増床に限る
  - 注2) 政策医療については、へき地医療拠点病院, 地域災害拠点病院, 地域周産期母子医療センターの指定を受けている医療機関

## 3 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定に係る事項について

### (1) 公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関

- ① 令和元年度第1回曾於・肝属調整会議(合同会議)(R2.7.10開催)において  
県民健康プラザ鹿屋医療センター, 垂水市立医療センター垂水中央病院, 肝付町立病院, 肝属郡医師会立病院, 曾於医師会立病院の具体的対応方針について合意
- ② 令和2年1月16日付け厚生労働省医政局長通知及び令和2年2月6日付け県くらし保健福祉部長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」により肝付町立病院に具体的対応方針の再検討の依頼がなされたことから、令和元年度第3回肝属調整会議において、肝付町立病院の具体的対応方針について再協議し合意

### (2) その他の医療機関

#### 【曾於】病院7か所, 有床診療所9か所

- ① 令和元年度第2回曾於調整会議(R1.11.14開催)において以下により協議を進めることを決定
  - ・専門部会において検討を行い、部会における検討結果を調整会議へ報告する
  - ・病院, 有床診療所の順に協議を進める
- ② 令和元年度第3回曾於調整会議(R2.2.21開催)において  
曾於医師会立有明病院, 昭南病院, 大山病院, 財部中央病院, 財部記念病院, 高原病院, 中島病院の具体的対応方針について合意

#### 【肝属】病院14か所, 有床診療所29か所(R1.11月現在)

- ① 令和元年度第2回肝属調整会議(R1.11.21開催)において以下により協議を進めることを決定
  - ・専門部会において検討を行い、部会における検討結果を調整会議へ報告する
  - ・病院, 有床診療所の順に協議を進める
- ② 令和元年度第3回肝属調整会議(R2.2.20開催)において  
病院のうち病床機能の変更を予定している大隅鹿屋病院, 池田病院, 井ノ上病院, 福田病院, かのや東病院, 児玉上前共立病院の具体的対応方針について合意

## 4 地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画に係る事項

- ・平成30年度曾於調整会議(臨時会議)(H30.10.30開催)において協議  
昭南病院の事業計画(急性期から回復期への転換に伴う設備整備費)について

## 5 病床機能再編支援事業の事業計画に係る事項

- ・令和2年度肝属調整会議(書面開催)(R3.1月)において協議  
おばま医院の事業計画について
- ・令和3年度第1回曾於調整会議(R3.7.14)において協議  
曾於医師会立有明病院, 曾於医師会立病院及び曾於医師会立有明病院の事業計画について
- ・令和3年度第1回肝属調整会議(書面会議)(R3.8月)において協議  
鯨島整形外科医院の事業計画について